

会 議 録 (概要)

会議の名称	令和2年度 第3回佐渡市行政改革推進委員会
開催日時	令和2年11月20日(金) 13:00~15:30
場所	佐渡市役所第1会議室、市長応接室
会議内容	<p>1 開会</p> <p>2 挨拶</p> <p>3 議事</p> <p>1) 令和2年度佐渡市事業レビューの答申内容について</p> <p>2) 市長への答申(佐渡市事業レビュー結果)</p> <p>3) その他</p> <p>4 閉会</p>
会議の公開・非公開 (非公開とした場合は、その理由)	公開
出席者	<p>≪行政改革推進委員≫ (7名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 西川 祐一 ・職務代理 齋藤 美佐枝 ・アドバイザー 南島 和久 ・委員 川島 敏秀、安藤 信義、小林 真志、本間 美華 <p>≪市役所≫ (2名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐渡市長 渡辺 竜五 ・佐渡市副市長 伊貝 秀一 <p>≪事務局≫ (2名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画課行革推進係長 椎 俊介 ・企画課行革推進係主事 菊池 勇司
会議資料	別紙のとおり
傍聴人の数	
備考	

会議の概要（発言の要旨）	
発言者	議題・発言・結果等
椎係長	1 開会 (開会宣言)
西川会長	2 挨拶 (挨拶)
	3 議事
椎係長 西川会長	1) 令和2年度佐渡市事業レビューの答申内容について (資料「答申書(案)」「答申書別記(案)」「新旧対象」の内容に沿って説明) ・今ほど事務局より説明があった。事業ごとに審議する。 ・まず「子育てエンジョイカード事業」について、佐渡市の子育て関連事業を全体的に見ると様々な重要課題に取り組んでおり、他所から来た人からも、佐渡へ移り住んだ実感として「非常によかった」というような意見を伺っていることもある。そういう中で、当事業の取組内容については違和感があるということで委員の皆様の見解を集約したところ、一定時間を要しながら「廃止」という評価となったものである。ご意見等あるか。 (意見なし)
西川会長	・次へ移る。 ・「キャリアアップ支援事業補助金」について、特定の事業所に偏って補助金が交付されているという実態が問題であるという意見もあったが、ご意見等あるか。
川島委員	・「当事業の利用が特定の事業所に偏っているという実態に鑑みると、佐渡市内の企業・事業者・雇用者が必ずしも正社員化を求めているのか疑問である」と記載することは疑問である。 ・佐渡の建設業やその他の方々と異業種懇談会を開催していたことがあったが、経営者の話を聞くと、経営者としてはやはり正社員化したいのである。しかし、佐渡の事業というものは繁忙期と閑散期の差がありすぎるのである。例えば建設業で言えば、受注先が公共事業であるので下期にばかり集中し上期が閑散期となる。そのような状態で正社員化すると4月から給与を支払わなければならないため、これが経営者としての悩みどころと言っている。 ・経営者と話をしている、経営者としては「正社員化したい」という気持ちは持っているながら、現実としては正社員化できないことが実情であると私は理解している。
椎係長	・よってこの部分がそのまま表へ出ていくことについては気になることであり、むしろこの部分は「当委員会において議論としてあった」という程度に留めるべきと思うが、いかがか。 ・ご意見についてはよく理解した。佐渡市内に様々な企業や事業所があるうちの1つの考え方なのだと思う。 ・答申書に記載している内容は、あくまで担当課の説明に基づく結果として記載

西川会長	<p>しているのであり、川島委員のご意見については誰も全体像を把握していない雇用の実態についてである。最終的には、担当課にはそういった実態についてしっかり把握するよう求めるものなので、私は現在の内容のままでよいと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確かに川島委員のおっしゃる内容は、異業種懇談会におけるリサーチであり、かなり以前の内容でもあり、それが全てという内容でもない。 ・当事業の利用が市内企業のごく僅か一部に限られているという実態については担当課からの説明にもあることなので、この内容は前面に出してもよいのではないかと考えている。なおかつ、特定の企業名を出す訳ではないのである。 ・市長も施政方針演説の中で産業振興と雇用の充実については説明されていたと思う。かような実態からは目指す姿にも繋がらないと思う。補助事業については須らく公平性を担保することが必要であるし、また、雇用の実態についても、市長の目指す政策を実現しようとした時に全く把握していないということではいけない。 ・そのあたりも含め、私としては現在の内容を打ち出すべきと考える。
川島委員	<ul style="list-style-type: none"> ・承知した。 ・次へ移る。
西川会長 川島委員	<ul style="list-style-type: none"> ・「心身障がい者通所費助成金・通院交通費助成金」について、ご意見等あるか。 ・<取りまとめコメント>の「4」について、「『事業の一部改善』が妥当と考える」と言っておきながら次の行では「『抜本的な見直し』を求める」と言っており、かえって混乱を招くものと思われる。「『事業の一部改善』が妥当と考える」については削除し、むしろ見直していただきたい内容について「『制度内容』『支援対象者の捕捉』『他課の制度との調整』など『抜本的な見直し』を求める」という書き方に改めていただきたい。
西川会長	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業については、要するに「縦割りの弊害」が顕著に現れ、社会福祉課と交通政策課において補助対象が重複していた。さらには、財政課が公表している補助金等事業概要においても「類似補助の有無」が「無」となっており、庁内にチェック体制がないことも問題である。 ・そういう部分はきちんと伝えた上で、川島委員のおっしゃるような修正については了と考えるが、修正内容について、もう少し具体的に教えていただきたい。
川島委員 南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> ・「制度内容」「支援対象者の捕捉」「他課の制度との調整」である。 ・川島委員のおっしゃる内容は、既に前段に書かれている内容である。重複させる必要があるのか。
川島委員 南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> ・結論を「抜本的な見直し」と一本化し明確にすることである。 ・それは評価結果として記載されていることである。繰り返す必要はない。
川島委員 南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> ・そうであれば、修正前のままでよいのではないか。 ・「4」については修正前のままでよいと思う。
川島委員 南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> ・「『事業の一部改善』が妥当と考える」については削除していただきたい。 ・むしろここでは「事業の一部改善」なのか「事業全体の抜本的見直し」なのかについて議論していただき、結論が動かないか確認すべきと思う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・内容を見ると、もともと票数で言うと「事業の一部改善」が多かった訳である。しかし、事務局の説明は「中身を見ると『縦割りの是正』であり、これは『抜本的な見直し』と表現しないと行政用語としては通用しないために翻訳させていただいた」というものであり、会長もそれに同意し、事前に委員の皆様にお示ししたところ異論もなかったということである。 ・そうすると、ここでもう1度確認すべきなのは「『抜本的な見直し』は投票結果とは少し違うが、改めてよろしいか」ということをこの場で確認さえすれば、結論が右往左往するような記載内容にする必要がなくなり、修正前の表現でよいということになるのではないか。
川島委員	<ul style="list-style-type: none"> ・あと1点抜けていたのは、「対象者の捕捉度合」である。市内に5,000人強の障がい者がいることに対して累計で3,000人程度しか支援していない。捕捉に漏れがあるのである。
南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> ・それはむしろ「4」ではなく「3」である。 ・今の川島委員は、「3」の「見直しにあたっては現状把握に努め」の部分に言葉が足りないのご指摘になっていると思われるので、「現状把握」の部分をもう少し補強し、今おっしゃっていた表現になるよう組み込むべきではないかと思われる。
西川会長	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれにせよ、事業の「抜本的な見直し」についてはよいと思う。 ・「3」の「現状把握に努め」の部分に言葉が足りないとのことである。
川島委員	<ul style="list-style-type: none"> ・「現状把握」の部分に「制度の実態」と「対象者の捕捉」を含めなければならないと思う。
南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> ・「制度の実態」と「対象者の捕捉」とはどう違うのか。
川島委員	<ul style="list-style-type: none"> ・「制度の実態」ではなく「制度の内容」である。「内容」の議論については議事録を見ていただければお分かりかと思う。 ・当事業は「通所補助」と「通院補助」である。「通院補助」には病気の人しか含まれず、身体障がい者は含まれていないのである。しかし、それではいけないのではないかということである。身体障がい者が通院することも対象とすべきである。
西川会長	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課の説明はどのような内容であったのか。
川島委員	<ul style="list-style-type: none"> ・この点については「介護保険が一部カバーするであろう」との説明であった。しかし、介護保険制度の説明の中には身体障がい者の通院をカバーするようなことは書いていない。 ・担当課に「身体障がい者がリハビリをして普通の生活が出来るような訓練をするために通院するというケースは該当となるのか」質問をした際、担当課長の回答は「今おっしゃられた事例の場合は、身体障がい者手帳を持っていたとしても該当とはならない」であった。
権係長	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の適用について、担当課長の回答は「リハビリということとなると、障がいの程度やリハビリが必要な度合いにもよるが介護保険の適用となることが想定される」という内容である。
南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> ・内容については今の説明で分かった。

西川会長	<ul style="list-style-type: none"> ・もう1度「3」に戻っていただき、どのような書き方をするのか。 ・今この時点では制度内容については如何ともし難い訳である。「対象者の現状把握」であるので「現状把握」と書いているのだと思うが、「現状把握」では言葉が足りないとすればどのように補うべきと考えるのか。
川島委員	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の文脈は、「必要なサービスが必要としている人に行き届く」ための「現状把握」である。これでよいのではないか。
南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> ・その部分については了とする。 ・しかし「『事業の一部改善』が妥当と考える」については修正していただきたい。
南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> ・ここは結論を繰り返す必要がないため、すべて削除することでよいと思う。他の事業についてもここで結論を述べていない。当事業のみ、わざわざ結論を述べているのである。「4」を「まとめ」にする必要はない。
椎係長	<ul style="list-style-type: none"> ・修正前の「今回の見直し内容が、扶助的補助事業全般の見直しの模範となることを期待する」に戻すということによいか。
西川会長	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれにせよ、ネックとなっていたことは行政の縦割りの弊害であって、それが長らく放置されてきたことが問題である。
川島委員	<ul style="list-style-type: none"> ・私は会長とは考え方が異なり、問題は行政の縦割りばかりではないと考える。社会福祉課の業務の掘り下げ方に問題があり、もっと頑張っていたきたいと考えている。
西川会長	<ul style="list-style-type: none"> ・根本には縦割りの問題があり、この問題については従来から指摘し続けてきた経緯もある。
南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉窓口の一本化と言っても、包括支援センターへ行けばやはりあちらこちらへたらい回され、ワンストップどころか縦割りの弊害は解消されていない。
南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> ・それは「2」に書いてあることなので、「4」で改めて書く必要はない。
南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> ・結論として「2」があるが故に、縦割りの見直しということは行政にとっては所管内容の見直しであり、「抜本的な見直し」という表現とならざるを得ない。そのことを翻訳していただいたということであり、鍵は「2」である。
南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> ・「4」は「期待」ということで、この事業についてはこの内容でよいのではないか。
西川会長	<ul style="list-style-type: none"> ・この内容でよいか。
西川会長	<ul style="list-style-type: none"> ・（一同、了承を得る）
西川会長	<ul style="list-style-type: none"> ・続いて「老人クラブ運営事業補助金」について、ご意見等あるか。
南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> ・修正前の「2」の「老人クラブ数の減少に任せるのではなく、何とか減少しないための手立てと併せて考えるべきではないか」は何故削除されたのか。
西川会長	<ul style="list-style-type: none"> ・これは「老人クラブの会員数が減少して困っている」との担当課の説明であったが、会員数が減少して困っているのは老人クラブに限ったことではなく、例えば地区の自治会、子ども会、青年団等々、さらに例えれば社会福祉協議会の会員数も然りである。どこも減少して困っているのである。何故、老人クラブだけがその点にフォーカスし救済しなければならないのかという考えから、削除したものである。

南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> ・承知した。 ・しかし、この点については「2」に記載するかどうかは別としても、担当課も大きな論点として説明されていたと思う。要するに、老人クラブは80歳くらいの方が大勢いる中で60歳くらいの方は「若者」であり、なかなか参加しづらいとの説明であった。それを解消するための方策については、「他の自治体に取り組み事例があるので佐渡市も見習いたい」とおっしゃっていたかと思う。 ・会長のおっしゃるとおり、「他の団体も同様である」と言ってしまえばそれまでかもしれないが、そこに改革の1つのポイントを置こうとされているので、当委員会としてもそこは応援する姿勢だったかと思う。
西川会長	<ul style="list-style-type: none"> ・しかし、「60歳代と80歳代」の話は特定の地域であって、相対的に老人クラブ連合の中の各会を見ると必ずしもそういう傾向が全てではない。それから、老人クラブの会員数を増やすために行政が手を貸すということは少し違和感がある。要するに、自治会にしても老人クラブにしても自己努力しなければならない問題である。
南島アドバイザー 西川会長	<ul style="list-style-type: none"> ・おっしゃるとおりである。 ・それが何故、行政が手を貸さなければならないのかという思いである。 ・よって、そのような意見も出たが、それを<取りまとめコメント>に入れることは違うと考えた。
南島アドバイザー 西川会長	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブの制度主旨そのものと反するということか。自主的な活動を重んじているはずなので、前提が違うのではないかと言うことか。 ・そのとおりである。
南島アドバイザー 川島委員 西川会長	<ul style="list-style-type: none"> ・承知した。 ・「3」の後半に「バラバラ」という文言があるが口語的であるので改めるべきである。一般的に行政用語としては使用せず、市長への答申内容としては失礼にあたるのではないか。 ・「連携が確保されないまま」と改めてはいかがか。 ・「連携が確保されないまま、個々に実施されている」はいかがか。 ・そのように改めることとする。 ・以上をもって答申書の内容を確定する。
椎係長	<p>2) 市長への答申（佐渡市事業レビュー結果）</p> <p>3) その他 （第4回および第5回委員会については令和3年1～2月に開催することとし、日程については、後日事務局よりお示しすることとした）</p>
齋藤職務代理	<p>4 閉会 （閉会の挨拶）</p>